

2024 文福介第 1841 号 令和 6 年 9 月 30 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、奨学金等を利用して大学、専門学校等を卒業し、区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所において介護業務に従事する者（以下「介護職員」という。）に対し、当該奨学金等の返済に係る費用の一部を補助することにより、介護職員の経済的な負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着の支援及び質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保することを目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 別表第 1 に掲げる施設又は同表に掲げるサービスを提供する事業所をいう。
- (2) 奨学金等 介護職員が大学、専門学校等に就学时又は在学中に自己の名義で借り受けた奨学金又は公的資金であって、別表第 2 に掲げるものをいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 区内の介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）の運営事業者と常勤（週 32 時間以上勤務する場合をいう。）の介護職員として直接雇用契約を結んでいる者
- (2) 奨学金等を自ら返済している者
- (3) 補助金の交付を受けた期間（以下「補助金交付期間」という。）が通算 120 月を超えない者
- (4) 第 8 条に規定する交付の申請をする日（以下「申請日」という。）から申請日の属する年度の末日までにおいて対象事業所に継続して在籍しており、かつ就業を継続する意思があるとして、当該事業者から推薦を受けた者
- (5) 次条に規定する補助対象期間において、区又は他の行政機関等による類似の補助金等の交付を受け、又は受ける予定のない者

2 前項の規定にかかわらず、文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者は、補助対象者としなない。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、申請日の属する年度において、前条第 1 項に規定する要件を全て満たすこととなった日の属する月（以下「開始月」という。）から当該年度の 3 月までの期間とする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、当該年度の途中で次の各号のいずれかに該当したときは、開始月から当該該当した日の属する月までの期間を補助対象期間とする。

- (1) 補助対象者が奨学金等を完済したとき。
- (2) 補助交付期間が通算 120 月を経過するとき。

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象期間において返済をした奨学金等の費用（自ら返済したものに限る。遅延利息及び振込手数料は除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額（繰上償還分を除く。）と別表第3の1の欄に掲げる補助要件に応じて同表2の欄に掲げる補助基準額とを比較し、少ない方の額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金交付申請書兼返済計画書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、申請者が前年度の補助対象期間に係る補助金の交付を受けている場合にあつては、第2号及び第3号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 雇用証明書兼推薦書（別記様式第2号）
- (2) 奨学金等の貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明できる書類の写し
- (3) 介護福祉士に係る実務者研修修了証又は介護福祉士登録証の写し（資格を有している場合に限る。）

(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不交付を決定したときは文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に当該変更に係る資料等を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、補助金の交付決定の内容の変更を決定したときは文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、不交付を決定したときは文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金変更不交付決定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第11条 交付決定者は、交付決定に係る会計年度が終了したときは、区長が別に定める期日までに文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金実績報告書兼交付請求書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 就労証明書（別記様式第9号）
- (2) 交付決定者本人名義の通帳の写し又は交付決定者本人が奨学金等を返済したことを客観的に確認できる書類

(補助金の額確定及び交付)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付の請求があつたときは、その内容を審査し、当該年度分の補助金額を確定し、文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該交付決定者に通知する。

2 区長は、前項の規定による通知をしたときは、交付決定者に対して速やかに補助金を交付する。

(交付決定者の責務)

第13条 交付決定者は、介護サービスの質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、対象事業所に継続して勤務するよう努めなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区介護職員奨学金・公的資金返済支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 交付決定者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その全部又は一部を返還しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設・サービスの名称
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
訪問介護
訪問入浴介護（介護予防を含む。）
訪問看護（介護予防を含む。）
訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護（介護予防を含む。）
短期入所療養介護（介護予防を含む。）
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護
居宅介護支援
介護予防支援
地域包括支援センター

別表第2（第3条関係）

地方公共団体の実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する母子父子福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
地方公共団体の実施する育英資金
独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種及び第二種）
公益財団法人交通遺児育英会奨学金
一般財団法人あしなが育英会奨学金

別表第3（第7条関係）

1 補助要件	2 補助基準額
(1) 第4条各号の要件の全てを満たすこと。	月額 10,000 円
(2) (1)に加えて、申請日時点で、介護福祉士に係る実務者研修を修了していること。	月額 15,000 円 ((1)の補助基準額に 5,000 円を加算)
(3) (2)に加えて、申請日時点で、介護福祉士資格を有していること。	月額 20,000 円 ((1)の補助基準額に 10,000 円を加算)

※1 補助要件が変更になったときは、変更になった日の属する月分から補助基準額を変更する。

※2 介護福祉士養成施設及び福祉系高等学校を卒業（修了）する等、介護福祉士国家試験の受験資格を有するときは、実務者研修を修了しているものとみなす。